

【取扱い厳重注意】

平成24年4月11日

## 調査報告書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員

仁保 智紀

平成24年4月11日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

原子力安全・保安院原子力防災課課長補佐 児玉 智

##### 2 聴取日時

平成24年4月11日午前11時40分頃から同日午前11時55分頃まで

##### 3 聴取場所

経済産業省別館2階220会議室

##### 4 聴取者

飯崎 準 参事官補佐

仁保 智紀 主査

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

福島第二原発に係る緊急事態宣言の解除について  
別紙のとおり

#### 第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

保安院は、4月21日、東電に対し、福島第二原発に関して原災法第26条に規定された緊急事態応急対策（冷温停止の維持並びに電源車の手配及び土嚢の積み上げ等の緊急安全対策）の実施を指示した。その後の11月7日、上記対策がほぼ完了しつつあることから、保安院は、実施状況を確認すべく、東電に対し、原災法第31条に基づく報告徴収を経産大臣名で行った。

その後の11月11日、東電は、緊急事態応急対策に関する報告を保安院に提出した。これを受け、保安院は、その後の11月14日から16日にかけて福島第二原発への立入検査を行った。その後、保安院は、取りまとめた立入検査結果を安全委員会事務局に送付したが、これは、緊急事態宣言の解除には安全委員会の意見を聞く必要があることから、安全委員会に正式に諮問する前に、参考として情報共有するためであった。

その後の11月28日、最後まで対策が完了していなかった土嚢の積み上げが完了したことを受け、保安院は現地確認を行い、11月30日、東電は保安院に対し、補正した報告を提出した。

その後、保安院は、東電から提出された報告を基に、複数回にわたって安全委員会事務局と打合せを行い、安全委員会事務局から解除可能との回答を得た上で、12月22日、野田総理大臣名で、福島第二原発に係る緊急事態宣言の解除の可否について安全委員会本会議に諮問し、12月26日、安全委員会は、上記諮問に対し、解除して差し支えない旨回答した。

これを受け、同日の原災本部会合において、野田総理は、内閣総理大臣として、福島第二原発に係る緊急事態宣言の解除を決定した。

（以下、上記ヒアリングに先立って行われた原子力被災者生活支援チーム関連のヒアリングの際の補足事項として、児玉補佐に確認したもの）

プラント対応に関するロードマップにおけるSTEP2の完了の確認は、原災本部事務局として実質的に保安院が行ったものである。

以上